

平成 22 年 12 月 9 日

各 位

東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号
株式会社 S F コーポレーション
代表取締役 日置 真

弁護士懲戒請求について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、東京弁護士会に対し、平成 22 年 12 月 3 日付で下記弁護士（以下、「対象弁護士」といいます。）に関する懲戒請求を申立てました旨についてお知らせ申し上げます。

【対象弁護士】

氏名 正野嘉人 弁護士

所属 東京弁護士会

弊社は、対象弁護士より貸金債権の和解交渉事案において、「いいかげんにしろ!!!」「くそ会社」「調子に乗るんじゃねえ」「分ったか?ボケ!!!」など、社会通念上許容される通知表現から著しく逸脱した内容が記載された書面の送信を受けました。弊社は、対象弁護士の当該行為は、弁護士法第 56 条に定める品位を失うべき非行に該当するものであると考え、弁護士法第 57 条及び同 58 条に基づく懲戒処分を請求致しました。

対象弁護士のかかる行為は、弁護士の職業倫理及び日本弁護士連合会（以下「日弁連」といいます。）が制定した「弁護士職務基本規程」の、第一章【基本理念】第 5 条（信義誠実）及び「弁護士法」第 1 条（弁護士の使命）、第 2 条（弁護士の職責の根本基準）に反した行為であり、日弁連及び対象弁護士が所属している東京弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行であって処罰するに値する行為であり、所属弁護士会において厳重な処分をお願いすることと致しました。

かねてから弊社は、一部の悪質な弁護士・司法書士の排除に向け、積極的に対処し、健全な体質へ改善されるよう要望してまいりましたが、今後におきましても、このような行為が横行することとならぬよう引き続き提唱してまいります。

以上

F A X 送付御案内

送信先

＜会社
(株)S下2-2 V-1017 !!
~~様御中~~

平成 22年 9月 27日

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町

正野嘉人法律事務所 TEL

FAX

送信枚数 1 枚

弁護士 正野嘉人



(本紙を含む)

通 信 欄

得意に 折込 中子 と あり 30h. 調子 へ
重なる じや ない !!

別紙の 通り の 内容 を 定 50h 頃
5時, 29 ~~日~~ 支払 (増資) へ 撤回
文字 !!

命, 否か? 否 !!

9月29日 頃 OKA 内容 を 示 せ !!

30日 頃 の 際, 29 支払 の 内容 へ
撤回 す 子 !! !!

命, 否か?

以上 よろしく お願い 致します。

お願い

誤って到達した場合大変恐縮ですが下記へ御連絡下さい。

TEL

